

令和元年 5 月 29 日
総合政策局国際物流課

日露欧間の鉄道コンテナ輸送の実施に係る日露間協力に合意 ～ロシア連邦運輸省等との 4 者間協力覚書を締結～

国土交通省は5月24日(金)、ロシア連邦運輸省、ロシア鉄道(株)、日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会との間で、日露欧間の鉄道コンテナ輸送に係る協力覚書を締結しました。

日露欧間貨物輸送におけるシベリア鉄道の利用促進のため、ロシア国内の規制や手続きの見直し、サービスの改善、広報等の実施等を通じ、日露間の協力関係を一層促進してまいります。

<背景・経緯>

- ① 国土交通省では、これまで、シベリア鉄道の利便性向上を通じて、海上輸送、航空輸送に並ぶ、第3の輸送手段の選択肢となるよう、ロシア運輸省及びロシア鉄道と協力し、シベリア鉄道の利用促進に取り組んでまいりました。
- ② 2018 年度には、日露間のシベリア鉄道を用いた貨物輸送の実証事業を行い、利用促進に向けた課題を現場レベルで検証しました。さらに、2019 年度には日欧間に範囲を拡大しての貨物輸送の実証事業を実施する予定です。
- ③ これまで検証された課題の解消等による、更なるシベリア鉄道の利用促進に向けて、今般、5 月 24 日(金)に開催されたロシア鉄道主催フォーラム「日本のためのシベリア鉄道」にあわせて、関係四者の間で協力覚書を締結いたしました。

<覚書の内容>

1. 名 称 : 「日露欧間の鉄道コンテナ輸送の実施に係る日本国国土交通省及び日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会とロシア連邦運輸省及びロシア鉄道株式会社との間の協力に関する覚書」
2. 署 名 者 : 【日本側】国土交通省国土交通審議官 篠原 康弘
日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会会長 柘田 建二郎
【ロシア側】ロシア連邦運輸省次官 ウラジミール・トカレフ
ロシア鉄道(株)第一副社長 アレキサンドル・ミシャリン
3. 概 要 : (詳細は別紙参照)
 - ・ シベリア鉄道利用促進に向けた優れたサービス開発、インフラ整備等
 - ・ 港湾等における貨物処理手続き改善
 - ・ 鉄道輸送サービスの改善
 - ・ 通関手続き等の合理化
 - ・ シベリア鉄道に係る情報周知等

お問い合わせ先

総合政策局国際物流課 人見、栗名、牟田、高木
代表:03-5253-8111(内線 25416、25428)
直通:03-5253-8800 FAX:03-5253-1559